熊谷市空き店舗等開業支援補助金交付要綱

（令和７年４月１日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、空き店舗等の開業・事業運営を支援し、地域商業の活性化と市民の暮らしやすさの向上に資することを目的として、市が予算の範囲内で交付する空き店舗等開業支援補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

２　前項の補助金に関しては、熊谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成１７年規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「空き店舗等」とは、次に掲げる要件の全てを満たす施設をいう。

⑴　熊谷市立地適正化計画における都市機能誘導区域内又は都市計画法に基づく熊谷市内の商業地域若しくは近隣商業地域内に所在し、６か月以上使用されていない空き店舗、空き家等

⑵　路面店又は居住用用途でない建物における２階以下の建物内店舗

⑶　大型商業施設等のテナント型店舗でないもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、新たに空き店舗等に出店しようとする者であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

⑴　中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条第１項各号に掲げる業種（農業、林業、漁業又は金融・保険業）以外の業種を営んでいること

⑵　１週間あたり４日以上昼間の営業ができる者

⑶　市税等を滞納していない者

⑷　地域電子マネー「クマＰＡＹ」発行事業実施要綱に基づく取扱加盟店になろうとする意欲がある者

⑸　商店街等の会員になろうとする意欲がある者

⑹　同一年度内に熊谷市創業者応援補助金の交付を受けていない者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の規定による許可又は届出を要する事業を行う者
⑵　熊谷市内において、店舗を移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者
⑶　同一年度内にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた者
⑷　空き店舗等の所有者、当該所有者の生計同一者若しくは２親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人
⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
⑹　開業に際して法律に基づく必要な資格を有しない者
⑺　その他市長が適当でないと認める事業を行う者

（補助対象経費及び補助限度額）
第４条　補助金交付の対象となる経費、補助金交付の額及び限度額は、次に掲げるとおりとする。
⑴　内外装・設備工事費及び開業費
⑵　１事業当たり５０万円又は実際に要した費用（１千円未満切捨）のいずれか少ない額を限度とする
２　前項の規定にかかわらず、他に補助金を受けた場合は、他の補助の対象となる経費を補助対象経費から除外する。

（補助金の申請）
第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、開業の日の翌日から起算して、３か月以内に熊谷市空き店舗等開業支援補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。
⑴　開業届の写し（申請者が個人事業主である場合に限る。）
⑵　登記事項証明書の写し（申請者が法人を設立している場合に限る。）
⑶　申請者本人であることを確認できる書類の写し
⑷　申請者の市税に滞納がないことを証明する書類（申請者が市内に住所を有している場合に限る。）
⑸　事業計画書（様式第２号）又はこれに準ずる書類の写し
⑹　確認書（様式第３号）
⑺　見積書、内訳明細書その他の補助対象経費の積算を証明する書類の写し
⑻　物件情報（物件の概要、間取り図、地図等の資料）

⑼　賃貸借契約書の写し
⑽　法律に基づく資格を有することの証明書・登録書等又はその写し（法律に基づく資格を活かして事業を行う場合）
⑾　履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（法人の場合）
⑿　直近の決算書（法人の場合）
⒀　直近の確定申告書及び決算書（事業を営んでいる個人の場合）
⒁　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）
第６条　市長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、熊谷市空き店舗等開業支援補助金交付決定通知書（様式第４号）又は熊谷市空き店舗等開業支援補助金不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知しなければならない。
２　市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするときは、当該交付について必要な条件を付すことができる。

（決定の取消し等）
第７条　市長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
⑴　偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
⑵　第６条第２項に規定する条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
２　市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部の返還を取り消したときは、熊谷市空き店舗等開業支援補助金交付決定取消等通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。
３　交付決定者は、前項の通知書により補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該補助金を返還しなければならない。

（事業の報告）
第８条　交付決定者は、補助事業の完了後３０日以内に熊谷市空き店舗等開業支援補助金報告書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項に規定するもののほか、交付決定者に対し、事業に関する必要な報告を求めることができる。

（補助金の確定）
第９条　市長は、前条による報告書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、熊谷市空き店舗等開業支援補助金確定通知書（様式第８号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１０条　交付決定者は、補助対象経費別内訳書を添えて、熊谷市空き店舗等開業支援補助金請求書（様式第９号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、令和１０年３月３１日までに第６条の規定による補助金の交付申請をした者に係る第４条から第１２条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

熊谷市空き店舗等開業支援事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

熊谷市長　氏　名　宛

開業地住所
商　　号
申請者住所
申請者氏名

熊谷市空き店舗等開業支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　金　　円

２　添付書類
⑴　開業届の写し（個人の場合）
⑵　登記事項証明書の写し（法人の場合）
⑶　申請者本人であることを確認できる書類の写し
⑷　申請者の市税に滞納がないことを証明する書類
⑸　事業計画書（様式第２号）又はこれに準ずる書類の写し
⑹　確認書（様式第３号）
⑺　見積書、内訳明細書その他の補助対象経費の積算を証明する書類の写し
⑻　物件情報（物件の概要、間取り図、地図等の資料）
⑼　賃貸借契約書の写し
⑽　法律に基づく資格を有することの証明書・登録書等又はその写し（法律に基づく資格を活かして事業を行う場合）
⑾　履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（法人の場合）

⑿　直近の決算書（法人の場合）

⒀　直近の確定申告書及び決算書（個人の場合）

⒁　その他市長が必要と認める書類

宣誓書

一　暴力団の利益となる使用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。

一　暴力団による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、交付を取消し、補助金を返還するものとします。

署名（直筆）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号（第５条関係）

事　業　計　画　書

令和　　年　　月　　日

申請者住所

申請者氏名　　男・女
（　　歳）

１．事業概要

開業形態	個人事業・会社事業		商号（個人） 会社名（会社）		
開業住所	電話　　（　　）				
開業届出（個人） 設立登記（法人）	有・無		開業年月日 設立年月日	年　月　日	
業種			資本金	［会社設立の場合］ 円	
（当該店舗の主たる事業）			営業時間		
従業員数	名	取扱品		仕入先	
事業内容					
開業動機・目的					
強み・セールスポイント・競合状況					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
にぎわい創出に向けた努力目標 （例：回転率・来店客見込）					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					
事業スケジュール					

２．販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法
	年　　万円	
	年　　万円	
	年　　万円	
	年　　万円	
	年　　万円	
	年　　万円	

主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年　　万円	
	年　　万円	
	年　　万円	
	年　　万円	
	年　　万円	
	年　　万円	

３．資金調達計画

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	事業用不動産、機械器具、什器・備品等 （内訳）	万円	自己資金	万円
			親、兄弟、知人、友人等からの借入れ （内訳・返済方法）	万円
			日本政策金融公庫国民生活事業からの借入れ	万円
運転資金	商品仕入れ、経費支払資金等 （内訳）	万円	他の金融機関等からの借入れ （内訳・返済方法）	万円
合計		万円	合計	万円

４．借入金等状況（現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		万円	ヶ月	万円
		万円	ヶ月	万円
		万円	ヶ月	万円
		万円	ヶ月	万円
		万円	ヶ月	万円
		万円	ヶ月	万円

５．収支計画（今後２ヶ年分）

		開業当初（　年間）	2年目の見通し（　年間）	売上高・売上原価（仕入高）及び経費の算出根拠
売上高　①		万円	万円	
売上原価　②		万円	万円	
経費	人件費（注）	万円	万円	
	家賃	万円	万円	
	支払利息	万円	万円	
	その他	万円	万円	
	合計　③	万円	万円	
利益　①－②－③		万円	万円	（注）個人事業主の場合は、事業主分を含めないこと

６．その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入ください）

７．経営者の略歴

	年月	内容
経営者の略歴		
	事業経験	□事業を経営していたことはない。 □事業（本申請に係る事業に限る）を経営しており、現在もその事業を続けている。 □事業（本申請に係る事業を除く）を経営していたが、既にその事業を廃止している。
	取得資格	□特になし
		□有（　　）
	知的財産等	□特になし
		□有（　　）

様式第３号（第５条関係）

確認書

年　　月　　日

熊谷市長　氏　名　宛

商　　号
申請者氏名

下記のとおり、事業計画書の確認を受けました。

記

上記の申請者が当所・当会の創業支援や経営指導等を受けて作成した事業計画書であることを確認しました。

年　　月　　日

担当者

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第４号（第６条関係）

熊谷市空き店舗等開業支援事業費補助金交付決定通知書

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　氏　名　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった熊谷市空き店舗等開業支援事業費補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

１　交付決定金額　　金　　円
２　支払方法　　精算払
３　条　　件　　⑴ 補助金を他の用途に使用しないこと。
⑵ 補助事業の内容を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、市長に申し出ること。

様式第５号（第６条関係）

熊谷市空き店舗等開業支援事業費補助金不交付決定通知書

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　氏　名　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった熊谷市空き店舗等開業支援事業費補助金について、下記の理由により不交付が決定したので通知します。

記

不交付の理由

様式第６号（第７条関係）

熊谷市空き店舗等開業支援補助金交付決定取消等通知書

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　氏　名　　㊞

年　　月　　日付け文書記号第　　号で交付を決定した熊谷市空き店舗等開業支援事業費補助金について、下記の理由により交付の決定を取り消したので通知します。

記

取消の理由

様式第７号（第８条関係）

熊谷市空き店舗等開業支援事業費補助金報告書

年　　月　　日

熊谷市長　氏　名　宛

開業地住所
商　　号
申請者住所
申請者氏名

年　　月　　日付け文書記号第　　号で熊谷市空き店舗等開業支援事業費補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、下記のとおり書類を添えて報告します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円
２　添　付　書　類　　⑴事業報告書
⑵その他市長が必要と認める書類

様式第８号（第９条関係）

熊谷市空き店舗等開業支援事業費補助金確定通知書

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

熊谷市長　氏　名　　㊞

年　　月　　日付けで報告書の提出があった補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

１　補助金の額　　金　　円

様式第９号（第１０条関係）

熊谷市空き店舗等開業支援事業費補助金請求書

年　　月　　日

熊谷市長　氏　名　宛

開業地住所
商　　号
申請者住所
申請者氏名

年　　月　　日付け文書記号第　　号をもって交付決定があった補助金について、下記のとおり書類を添えて請求します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円
２　請　　求　　額　　金　　円

以下の口座への振込みを依頼します。

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合		本店 支店
預金種目	普通・当座	口座番号（右詰め）	
カナ			
口座名義人			

※印鑑はシャチハタ不可で代表者印または代表者の個人印をご押印ください

※口座名義人（カナ）は通帳見開き部分のカナをご記入ください